

申告書を提出する際は、毎回

マイナンバー
(12桁)の記載

+

本人確認書類の提示
または写しの添付



が必要です

本人確認書類の例

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード+運転免許証など

◆申告に必要なもの

- ・書類などに不備があると、受け付けできない場合があります
- ・印鑑は不要です
- 確定申告のお知らせ(税務署から送付されたはがきか通知書)
- マイナンバーカードか、通知カードなどマイナンバーが分かるものと身分証明書
- 給与や公的年金などの源泉徴収票
- 農業や不動産所得の帳簿書類、領収書など所得計算に必要なもの(収支内訳書の内容確認に必要)
 - ※農業所得などに係る収支内訳書は、事前に作成しておいてください
- 生命保険や損害保険契約などの満期・解約・死亡による一時金の支払調書(保険会社などが発行)
- 個人年金など(公的年金以外)の支払調書(保険会社などが発行)
- 社会保険料、生命保険料、地震保険料の支払証明書
 - ※国民年金保険料等に係る社会保険料控除を追加で受ける場合は、納付したことを証明する書類を申告書に必ず添付してください
- 令和2年分の申告書の控え(平成30年7月豪雨によって被災し、損失の繰り越しがある人)
- 医療費控除の明細書、医療保険者から交付を受けた医療費通知(医療費控除を受ける人)
 - ※医療費控除の明細書は事前に作成しておいてください
 - ※高額療養費、保険金などの補てんがあれば、その金額が分かるものがが必要です
- セルフメディケーション税制の明細書と一定の取り組みを行ったことが分かるもの(適用を受ける人)
- 寄附金の領収書か受領書、特定事業者が発行した寄附金額に関する証明書(寄附金控除を受ける人)
 - ※内容により、2000円を超える寄附金から控除対象となります
 - ※寄附金控除を受けるためには、原則として所得税等の確定申告が必要です
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳(厚生労働省認定のもの)(障害者控除を受ける人)
- 障害者控除対象者認定書(障害者控除を受ける人)
 - ※令和3年12月末現況で要介護認定の人が、イオンモール倉敷会場で障害者控除を受ける場合は、障害者控除対象者認定書が必要です。事前に市役所長寿介護課へ介護保険被保険者証を持参し、申請してください(交付必要日数:1週間程度)
- 申告者本人の金融機関の口座番号が分かるもの(所得税の還付申告をする人)

◆申告に必要なものについての問い合わせ

- 給与の源泉徴収票...支払いを受けた勤務先
- 公的年金(厚生年金・国民年金)の源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書
 - ...倉敷東年金事務所(☎086-423-6150)
- 公的年金(共済年金、企業年金、年金基金など)の源泉徴収票など...各年金保険者
- 生命保険契約による満期などの一時所得の支払調書...支払いを受けた保険会社など
- 生命保険契約などによる個人年金の支払調書...支払いを受けた保険会社など
- 市の国民健康保険税納税額...税務課市民税係(☎0866-92-8234)
- セルフメディケーション税制に必要な一定の取り組みを行ったことが分かるもの
 - ...勤務先が加入している健康保険の窓口
- 障害者控除対象者認定書...長寿介護課地域ケア推進係(☎0866-92-8373)

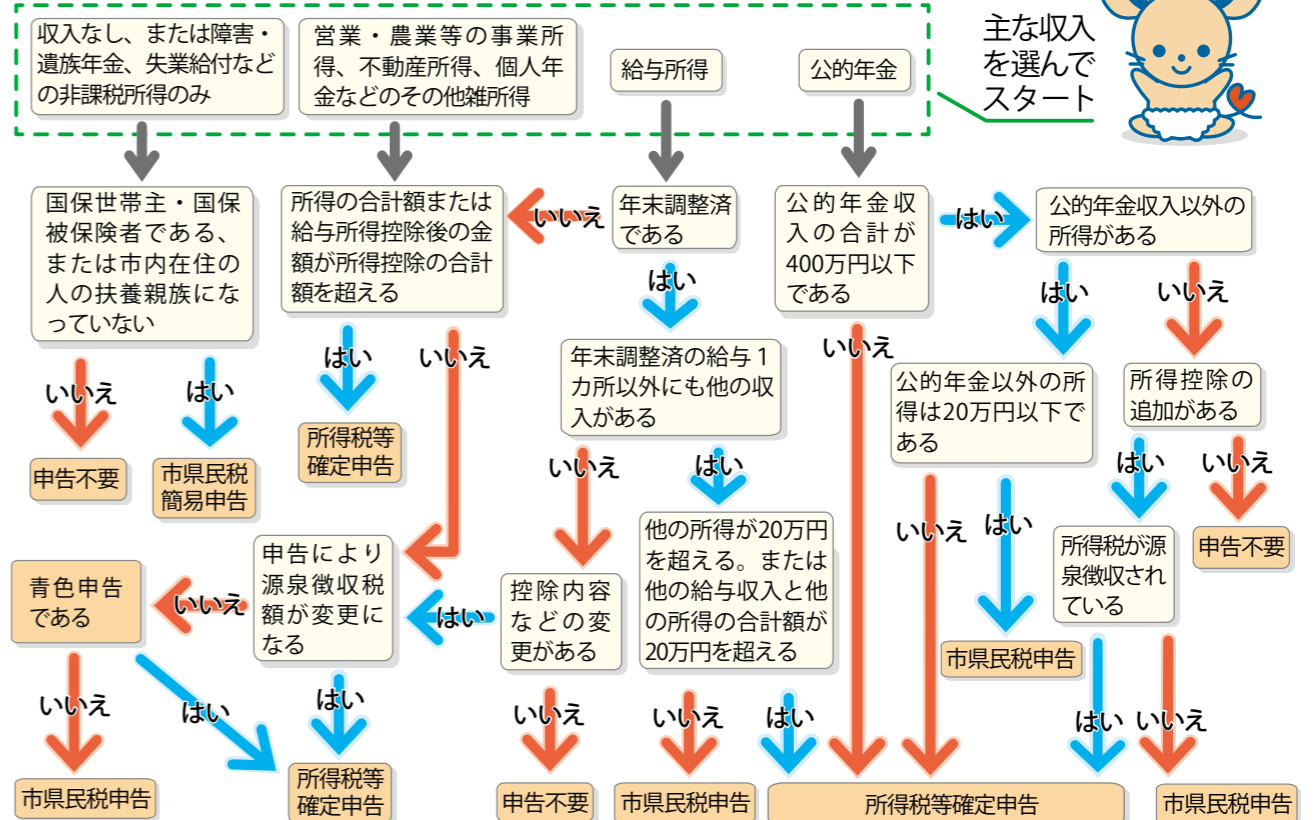
所得税等の確定申告

個人市県民税・国民健康保険税の申告

【申告相談についての問い合わせ】倉敷税務署(☎086-422-1201)、税務課市民税係(☎0866-92-8234)

所得税等の確定申告と個人市県民税・国民健康保険税の申告の市内申告会場での相談期間は2月9日(水)から3月15日(火)まで、イオンモール倉敷会場では1月24日(月)から3月15日までです。6ページの日程表を参考に申告をしてください。

●どのような申告が必要になるかの目安



※所得控除の追加があり所得税等の還付を受ける人は、所得税等の確定申告をしてください

- ◆令和4年1月1日現在、総社市に住んでいなかった人は、1月1日に住んでいた市区町村で申告をしてください(所得税等の確定申告は除く)
- ◆給与収入が2000万円を超える人は、所得税等の確定申告が必要です
- ◆必要な申告がない場合は、所得証明書の発行、市県民税・国民健康保険税や介護・後期高齢者医療保険料の算定などに影響することがあります

！申告会場では新型コロナウイルス感染症対策にご協力ください

会場では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人との距離の確保やアルコール消毒液の設置、職員の手洗い・マスク着用などの対策を行います。

来場する際は、次の点にご協力ください。

- ◆3密(密集・密接・密閉)を避けるため、できる限り日程表を参考に来場してください
- ◆発熱や風邪の症状がある場合は、来場を控えてください
- ◆受付で検温を行います。37.5度以上の人や検温に協力いただけない人は、入場をお断りします
- ◆会場は1時間に1回程度換気を行います

申告相談の日程などは次のページに掲載しています